



I 法令・社会規範の遵守と 倫理的考働 (Compliance)

1 マンダムグループのコンプライアンス

わたしたちは、社会の一員として、国内外の法令、慣習その他すべての社会規範とその精神を十分に理解し、遵法精神をもってこれらを遵守するとともに、常に高い社会良識をもって倫理的に考働します。

マンダムグループのコンプライアンスは、「お役立ち」(創業精神)と「社会に対して正直であること」(企業哲学)が原点になっています。

すなわち、わたしたちのコンプライアンスは、「法令さえ遵守すればいい」という他律的・消極的な概念ではなく、「生活者へのお役立ち」のために、法令の遵守は勿論のこと、これらを超えた独自の基準をもって生活者の安全や利益を守るという自律的・積極的な概念です。

また、わたしたちは、社会に対して正直であるために、コンプライアンス経営を貫き、成果を得るための手段として、決して不正な方法を採用しません。

したがって、マンダムグループにおいては、

(1) 目的は手段を正当化しません。

業績達成のためならどんな手段を採ってもいいという考え方は認めません。

(2) モラルは成果に優ります。(成果はモラルに劣ります。)

いくら業績をあげようともモラルなき手段(不正手段)による成果は認めません。



2 コンプライアンス違反が起こらない組織風土づくり

1 不正のトライアングル

わたしたちは、不正を行うための「動機/プレッシャー」、不正を行う「機会」、不正を行うことの「正当化」の3つの要素がそろったときにコンプライアンス違反が発生しやすいことを理解し、この「不正のトライアングル」の成立を防ぐことにより、コンプライアンス違反が起こらない組織風土づくりに努めます。

● 具体的考働

- ① わたしたちは、密なコミュニケーションをとり、風通しのよい職場をつくるよう努めます。
- ② わたしたちは、日常業務が適正に行われているかどうか適宜チェックを行い、「バレないだろう」という気持ちを払拭させる職場にするよう努めます。
- ③ わたしたちは、たった1つのコンプライアンス違反が、自分自身はもとより、家族・同僚・会社・ステークホルダーを巻き込む大きな問題になることを理解したうえで考働します。

2 「割れ窓理論」に基づく組織風土づくり

わたしたちは、「軽微なルール違反や公私混同が放置される組織風土においては、規範意識が次第に薄れ、重大なコンプライアンス違反の温床となる(割れ窓理論)」ことを十分に認識し、部門長および所属長が率先して、軽微なルール違反や公私混同を許さない高い倫理観と緊張感のある組織風土を醸成します。

3 「性弱説」に基づく組織風土づくり

わたしたちは、「人は弱いものであり、悪意はなくとも、状況によっては魔が差してしまう(誘惑に負けてしまう)ことがある(性弱説)」ことを十分に認識し、職場の仲間が誘惑に負けてしまう隙をなくすようお互いにフォローする意識をもって、高い倫理観と緊張感のある組織風土を醸成します。

4 隠蔽の排除と「報・連・相」の徹底

わたしたちは、コンプライアンス経営の妨げとなる「隠蔽」を排除し、リスクに対して迅速かつ適正に対処するため、「報・連・相」による情報共有が徹底された組織風土を醸成します。



II

ステークホルダーの 視点に立った考働

1 安心・信頼いただける魅力ある商品・サービスの提供

わたしたちは、「生活者発・生活者着」を基本として、チャレンジ・チェンジ・イノベーションを通じて、生活者にとって魅力があり、安心・信頼いただける商品・サービスを開発・提供します。

●具体的考働

- ①わたしたちは、安全性と安定性の確保を前提とした上で、機能性と使用性に優れた商品と質の高いサービスを常に追求します。
- ②わたしたちは、商品の品質確保のための各種実験において、動物愛護の観点から、積極的に動物実験代替技術の開発に注力し、動物実験を全廃し、実施しない方針とします。
- ③わたしたちは、商品・サービスに品質上の問題が発生した場合には、迅速かつ適切に、事実関係の調査・被害者の救済措置・情報開示その他問題拡大防止措置・原因究明・再発防止措置などの必要な措置を講じます。
- ④わたしたちは、独自性のあるマーケティング（商品・ブランド・広告・販促・営業）を展開し、生活者へのお役立ちを実践します。
- ⑤わたしたちは、弛まざる研究と独自技術の探求により、生活者満足の高い商品づくりを目指します。
- ⑥わたしたちは、生活者から安心・信頼いただけるモノづくりを徹底します。
- ⑦わたしたちは、生活者へのお役立ちの拡大と取組先との長期的相互繁栄の実現を目指します。
- ⑧わたしたちは、法令・規則の遵守はもとより、商品・サービスおよびその適切な使用方法に関する生活者の理解を深めるために、適切でより親切な商品表示および情報提供、誠実なコミュニケーションに努めます。

2 公正な競争および取引

わたしたちは、独占禁止法を含む各国・地域の公正な競争および取引に関する法令を遵守し、公正な企業活動を行います。

●具体的考働

- ①わたしたちは、国内外の同業他社との間で、価格、生産・販売数量、販売地域、発売時期などについて、お互いの競争を制約する取決めをしません。
- ②わたしたちは、販売先の販売価格（再販売価格）を制約しません。
- ③わたしたちは、販売先が他社商品を取り扱うことや、販売先の販売ルートや仕入ルートを不当に制約するなど、販売先の自由な事業活動を不当に制約しません。

3 購買・販売時の考働

●具体的考働

- ①わたしたちは、購買先・販売先の選定にあたっては、国内外を問わず、広く門戸を開放し、取引機会の均等を図り、公正で合理的な基準によって、透明に購買先・販売先を選定します。
- ②わたしたちは、購買先・販売先と対等かつ公平な立場で取引条件を設定し、信義誠実・自主性尊重の原則にしたがって、公正で適正な取引・責任ある調達を行います。
- ③わたしたちは、独占禁止法の関連法令として、販売・マーケティング活動においては景品表示法が適用されることを認識し、以下のルールを含め、その遵守を徹底します。
 - 1) 商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して、競争事業者のものより著しく優良であると誤認される表示（優良誤認表示）や競争事業者のものより著しく有利であると誤認される表示（有利誤認表示）等、お客様に誤解を与えることがないように、適切な表示・表現を行います。
 - 2) お客様に景品類を提供する場合には、景品表示法で定められた制限（景品の最高額および総額の制限）の範囲内で行います。
- ④わたしたちは、独占禁止法の関連法令として、購買活動においては下請法が適用されることを認識し、以下のルールを含め、その遵守を徹底します。
 - 1) 下請事業者への発注にあたっては、納期、下請代金額、支払期日等、必要な事項を全て記載した書面を下請事業者に交付するものとします。
 - 2) 下請事業者への下請代金は、納入された物品の受領日から60日以内で、かつできる限り短い期間になるよう事前に定めるものとします。



4 貿易管理の徹底

●具体的考働

- ①わたしたちは、国際安全保障、国際航海船舶・港湾の保安、野生動植物の種の保護等を目的として制定された「外国為替及び外国貿易法（外為法）」その他貿易に関する法令・規則および国際条約等による規制を十分に理解した上で、これを遵守します。
- ②わたしたちは、国際情勢を常に把握し、グローバルカンパニーとしての社会的責任を全うすべく、国際安全保障等上記目的の視点からこれに反するような貿易取引は行いません。
- ③わたしたちは、法令等を遵守した適正な貿易取引を行うために貿易管理体制を整備し、厳格にこれを運用します。

5 贈答・接待

わたしたちは、ビジネスに関連のある会社や個人との関係において、社会的常識・国際的通念からみてこれを逸脱するような贈答や接待およびそれらを受けることを自粛するとともに、いかなる形式の賄賂（賄賂とみなされるおそれのあるものを含む）も受領・提供しません。また、政治・行政との健全な関係を保ちます。

●具体的考働

- ①わたしたちは、贈答や接待を受ける or 行う場合、社会常識や社会的儀礼の範囲内にとどめます。
- ②わたしたちは、贈答や接待を受ける or 行う場合、現金または現金等価物（商品券など）のやりとりをしません。
- ③わたしたちは、公務員（外国公務員を含む）や公務員に準ずる者への賄賂の提供を行いません。
- ④わたしたちは、取引の開始または維持を希望する企業または個人から、その見返りとして賄賂を受け取ったり、要求したりしません。
- ⑤わたしたちは、取引の開始または維持を目的として、企業または個人に対して賄賂を提供したり提示したりしません。
- ⑥わたしたちは、政治活動に関して、法令により禁止された寄付をしません。

6 会社財産の管理

●具体的考働

- ①わたしたちは、会社財産（金銭・有価証券・売掛債権・原材料・製品・設備・什器・備品・不動産・知的財産等）を社内ルールにしたがって適切に使用します。また、他者の会社財産を十分に尊重します。
- ②わたしたちは、費用対効果を意識したうえで、会社財産を効率的に使用します。
- ③わたしたちは、会社財産を毀損・紛失しないよう大切に扱います。

7 知的財産の取り扱い

●具体的考働

- ①わたしたちは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権が重要な会社財産であることを認識し、適切に管理・使用します。
- ②わたしたちは、他者の知的財産権を尊重し、侵害することがないように、十分に注意を払います。
- ③わたしたちは、他者の知的財産権を使用するときは、適正な手続・契約により、正当な権利者から権利を取得し、定められた範囲・目的に限定して使用します。
- ④わたしたちは、マンダムグループの知的財産権が第三者により侵害された場合には、適切な措置を講じます。

8 情報の管理と個人情報の保護

●具体的考働

- ①わたしたちは、情報の重要性を認識し、適切に管理・利用します。
- ②わたしたちは、機密情報が社外に漏洩しないよう、施錠、パスワード設定、携帯情報端末の厳重管理、秘密保持契約の締結、誤送信防止のための宛先確認などを実施します。
- ③わたしたちは、他者の機密情報は適切な手段で入手します。また、入手した他者の機密情報は、契約等に基づいて使用可能な範囲内においてのみ利用し、適切に管理します。
- ④わたしたちは、外部からのコンピュータウイルス攻撃等のサイバー攻撃に対して、常に注意を持って行動します。
- ⑤わたしたちは、お客様・取組先等から入手した個人情報を厳重に管理し、漏洩防止に努めます。
- ⑥わたしたちは、お客様・取組先等から入手した個人情報を、同意された目的の範囲内で利用します。また、個人情報の訂正・利用停止などの要求があった場合は、適切に対応します。



9 インサイダー取引

●具体的考働

- ①わたしたちは、業務上知り得た会社の未公開の内部情報（重要事実）を利用して、直接・間接を問わず、その株式の売買（インサイダー取引）を行いません。
- ②わたしたちは、未公開の重要事実を知った場合は、利益追求の目的がなくても、株式の取引を行うだけで金融商品取引法違反に問われることを十分理解し、細心の注意を払います。
- ③わたしたちは、未公開の重要事実を知った場合は、所定の手続（会社への事前届出・承認）を経ずして会社株式等の売買を行わないとともに、内部情報の管理を徹底します。
- ④わたしたちは、未公表の重要事実を他人に伝達する行為も金融商品取引法に抵触することがあること（他人に利益を得させ、もしくは損失を回避させる目的とみなされる伝達行為は違法）も十分に認識し、職務上必要がある場合を除き、これを他人に伝達しません。

10 適切な会計処理・経費処理

●具体的考働

- ①わたしたちは、適切な財務報告を行うため、定められたルールに従って会計処理を行います。
- ②わたしたちは、財務報告の正確性を確保するため、適切な内部統制システムを整備し、厳格にこれを運用します。
- ③わたしたちは、経費処理に際して、正しい金額を申請するなどの社内ルールを遵守するとともに、必要なチェックを行うことにより、不適切・不正な経費処理を防止します。

11 利益相反行為・競業行為の制限

●具体的考働

- ①わたしたちは、以下のような、マダムグループと利益相反を生じるような行為（役員・従業員が自己または第三者のために、マダムグループの役員または従業員としての立場で、自己または第三者と取引を行うこと）を行いません。
 - 1) マダムグループの役員または従業員としての立場で、自己または親戚・友人等（自己または親戚・友人等が関与する会社等を含む）と取引（売買取引・賃貸借取引・金融取引・寄付取引等）を行うこと。
 - 2) マダムグループの役員または従業員としての立場で、自己または親戚・友人等（自己または親戚・友人等が関与する会社等を含む）の債務保証を行うこと。
- ②わたしたちは、マダムグループの事業と競業関係にある事業に関与しません。関与しないとは、自ら競業事業を営まないこととはもとより、競業事業を営む会社等に属したり、その他の方法で競業事業に関与したりしないことを意味します。
- ③わたしたちは、やむを得ず、利益相反取引に該当する取引を行う必要がある場合または競合関係にある事業に関与する場合には、必ず社内ルールで定められた手続を経るようにします。



III

地球環境保護 のための考働

わたしたちは、環境問題への取り組みが人類共通の課題であることを認識し、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に考働します。

1. 製品・サービスの環境配慮

わたしたちは、製品・サービスの環境配慮プロセスと結果が評価できるマネジメントシステムを構築することにより、「商品の環境配慮」の継続的な向上に取り組めます。

2. 脱炭素社会に向けた取り組みの推進

わたしたちは、パリ協定に基づく脱炭素社会の形成に向けた取り組みと、温室効果ガス排出削減のための全拠点における取り組みを推進します。

3. 生物多様性の保全

わたしたちは、製品のライフサイクル全体を考慮した生物多様性への影響の把握と、生物多様性保全への取り組みを推進します。

4. 循環型社会形成の推進

わたしたちは、産業廃棄物の循環利用のためのゼロエミッション（再資源化）の達成と定着に向けての取り組みを推進します。

5. 一市民としてのつとめ

わたしたちは、企業としての活動に限らず、ひとり一人の生活においても資源の節約や廃棄物の削減、リサイクル製品の利用等を通じて地球環境の保護を心がけます。



IV

社会との関わりにおける 考働

1 地域社会との協調と融和

●具体的考働

- ①わたしたちは、地域社会の一員であることを認識し、地域の文化・慣習などを十分に理解・尊重し、その活動への参加・協力などを通じて、事業活動に対する理解と信頼を得ることを目指します。
- ②わたしたちは、各国および各地域の歴史・文化や人々の考え方・習慣を尊重した事業活動を目指します。
- ③わたしたちは、各国および各地域で事業を行う際には、国際ルールや現地の法令を遵守することはもちろんのこと、現地の地域社会や企業・関係機関等と相互に協力し、信頼関係の構築に努めます。

2 社会貢献

●具体的考働

- ①わたしたちは、「良き企業市民」として、学術・文化・スポーツ活動などへの支援・協賛およびボランティア活動等に積極的に参画することにより、わたしたちが保有するリソースを身の丈に応じて効果的に社会に拠出し、社会全体の健全なる発展に貢献します。
- ②わたしたちは、社会貢献活動の実施にあたっては、幅広いステークホルダーの共感を得るべく、公共性と社会性を十分に考慮した上で、適正な範囲で行っていくことを基本とします。

3 反社会的勢力への関与の排除

●具体的考働

- ①わたしたちは、社会の秩序や安全に悪影響を及ぼすような反社会的勢力・組織に対しては、毅然たる態度で臨み、反社会的勢力・組織およびその活動への関与を明確に排除します。
- ②わたしたちは、反社会的勢力・組織の活動を助長したり、利益供与となる取引は行いません。
- ③わたしたちは、事業活動を遂行するにあたり、反社会的勢力・組織の影響力を利用しません。
- ④わたしたちは、反社会的勢力・組織からの不当な要求には応じません。
- ⑤わたしたちは、取引に関する契約書を取り交わす際には、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んだ契約書を取り交わします。
- ⑥わたしたちは、心当たりのない書籍・雑誌の送りつけやセミナーの案内には、受領拒否するなどして関係を持たないようにします。

4 社会とのコミュニケーション

●具体的考働

- ①わたしたちは、幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーション（対話）が企業としての説明責任を果たす意味合いにとどまらず、企業価値の向上に資するとの認識をもち、株主はもとより、お客さま・取引先・社会など幅広いステークホルダーとの建設的なコミュニケーションを密に行うことにより、企業価値の向上を図ります。
- ②わたしたちは、コミュニケーションにあたり、ステークホルダーからの意見・要望などを真摯に受け止め、事業展開・マネジメントに反映するとともに、企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示します。
- ③わたしたちは、企業情報の開示にあたっては、各種財務諸表や企業理念・経営方針・経営計画・経営目標などの経営・財務的側面に関する情報開示のみならず、環境活動や社会貢献活動などの環境的側面・社会的側面に関する情報についても積極的開示に努めます。
- ④わたしたちは、コミュニケーションにあたり、ソーシャルメディアを活用する場合には、ソーシャルメディアが世界中の様々な利用者にアクセスされていることを深く認識し、誤解を招いたり、著作権、肖像権、プライバシーを侵害したりしないよう細心の注意を払います。



V 安全で働きやすく 働きがいのある職場づくりのための考働

1 人権の尊重・差別的取り扱いの禁止

●具体的考働

- ①わたしたちは、ひとり一人の基本的な人権を尊重します。
- ②わたしたちは、どんな場合においても、国籍・人種・民族・宗教・肌の色・年齢・性別・性自認・性的指向・健康状態・障がい・雇用形態などによる差別となる行為は行いません。また、そのような差別が行われている場合、見て見ぬふりをしません。
- ③わたしたちは、思い込みや偏見などによる差別をしません。
- ④わたしたちは、個人的な信条や趣向を強要しません。

2 児童労働・強制労働の禁止

●具体的考働

- ①わたしたちは、いかなる場合においても、就業年齢に満たない児童に労働（児童労働）をさせません。
- ②わたしたちは、いかなる場合においても、身体的または精神的拘束を手段とする不当な労働（強制労働）をさせません。
- ③わたしたちは、児童労働・強制労働を禁止した条約・法令等を遵守します。

3 公私の区別

●具体的考働

- ①わたしたちは、会社の立場と私的な個人としての立場を明確に区別し、職場内に私的な利害関係を持ち込んだり、職場外に会社の立場を持ちこんだりしません。
- ②わたしたちは、会社のパソコンや電話等を、業務に必要な範囲内で使用します。
- ③わたしたちは、会社の中などで、個人の思想・信条に関する勧誘や個人的な物品の販売をしません。

4 職場環境の整備

●具体的考働

- ①わたしたちは、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備します。
- ②わたしたちは、ひとり一人の能力を高め、多様性・人格・個性を尊重する働き方を実現することにより、ひとり一人の力をチームの力へと高めます。
- ③わたしたちは、人命を最優先し、労働条件・労働安全衛生に関する法令・ルール等を遵守します。
- ④わたしたちは、安全第一の職場環境づくりや労働時間の適正化等の施策に積極的に取り組みます。
- ⑤わたしたちは、健康を保持・増進するための取り組みに積極的に参画します。
- ⑥わたしたちは、事故・トラブル等が発生した場合には、速やかにこれに対応します。

5 ハラスメントの禁止

●具体的考働

- ①わたしたちは、相手の立場に立って、思いやりのある言動をします。
- ②わたしたちは、セクシャルハラスメント（相手方の意に反した性的な働きかけ）をしません。
- ③わたしたちは、パワーハラスメント（職務上の地位を利用した職場内外における嫌がらせ）をしません。
- ④わたしたちは、マタニティハラスメント（妊娠・出産を理由とした不当な扱い）をしません。
- ⑤わたしたちは、その他ソーシャルハラスメント（SNS上のプライバシーの侵害その他の迷惑行為）、アルコールハラスメント（酒席への出席・一気飲みの強要といった、飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為）等のハラスメント行為をしません。
- ⑥わたしたちは、ハラスメント行為が行われている場合に、見て見ぬふりをしません。

6 組織的な危機管理対応

●具体的考働

- ①わたしたちは、反社会的勢力の行動・テロ・サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理体制を整備し、対応します。
- ②わたしたちは、サイバーセキュリティのリスクを認識し、必要な対策を行います。
- ③わたしたちは、テロなどの事件・事故に巻き込まれるリスクが高まっていることを認識し、まずは自分の身を自分で守るという意識を持ち、必要な情報収集や安全対策を行います。



VI

マダムグループ 考働規範の実践

わたしたちは、以下の取り組みにより、マダムグループ考働規範を実践します。

1 法令・社会規範の理解

わたしたちは、マダムグループ考働規範を実践する上で必要な、ビジネス考働における国内外の法令・社会規範などに関する情報を積極的に収集し、その理解に努め、必要に応じて社規社則の制定・改定を実施します。

2 倫理的考働

わたしたちは、社会の一員として、常に高い見識と社会良識そして確固たる倫理感・道徳観といった「心」を養い、その見地から自らの考働をみつめながら、自己責任をもって、誠実に考働することにより、マダムグループ考働規範を実践します。

3 コンプライアンス違反行為への厳正な対処

わたしたちは、マダムグループのコンプライアンス経営の妨げとなる違反行為・違反事実があった場合には、グループ・組織を挙げて徹底的にこれを排除します。

また、わたしたちは、ビジネス考働にあたり、コンプライアンスに違反し、または違反する疑いのある行為・事実を発見した場合には、その旨を上司ないし関係部門に報告・相談し、適切な措置を講じるとともに、当該違反行為・事実に対して厳正に対処します。

4 ヘルプラインシステム

わたしたちは、マダムグループとしての公益を害するような考働規範違反行為（違反する疑いのある行為を含む）を発見した場合の通報窓口として、ヘルプラインシステム（情報提供者保護システム）を設け、適正に運用します。また、わたしたちは、通報窓口への正当な情報提供者に対する報復行為や不利益な取り扱い、社内規程により絶対的に禁止しており、正当な情報提供者を完全に保護します。



5 内部統制システムの整備・運用

わたしたちは、マダムグループ考働規範がマダムグループにおいて実践されているかどうかを適正にチェックし、違反行為については直ちに是正するような社内システム（内部統制システム）を整備し、厳格にこれを運用します。

6 周知・徹底

わたしたちは、マダムグループ考働規範について、考働規範冊子の配布等により、すべての役員・従業員が容易に参照できる環境を整えるとともに、教育・研修等を実施することにより、継続的に周知・徹底を図るものとします。

【補 則】

この考働規範の遵守を徹底するため、マダムグループの各社およびその役員・従業員は、不断の努力を重ねます。

役員・従業員の考働規範遵守義務は、考働規範推進規程に明記されております。

役員が考働規範に違反した場合には、会社法等の法令に基づき措置され、従業員が考働規範に違反した場合には、就業規則に基づき措置されます。

おわりに

「マダムグループ考働規範」は、企業理念を具現化する上でわたしたちが心がけておくべき事項を記した冊子です。

したがって、わたしたちが日々の業務を遂行するにあたっては、当該業務の目的、内容そして遂行方法がこの考働規範およびその精神に合致しているかどうかということを常に意識して考働していかなければなりません。

自らの業務において、この考働規範と合致しているか否かに疑義を生じたときは、上司ないし関係部門に相談した上で、適切に考働する必要があります。

わたしは、この考働規範冊子の内容を理解し、これを遵守します。

部署名

氏名